

## V 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法62の3②一ロ）</p> <p>（措法62の3⑭、68の68⑭）</p> <p>（措法62の3④、68の68④）</p>	<p>○ 対象となる土地の譲渡等のうちその有する資産が主として土地等である法人の発行する株式又は出資の譲渡から適格株式分配による移転が除外されました。</p> <p>○ 適用停止措置の期限が平成32年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>○ 適用除外措置の期限が平成31年12月31日まで3年延長されました。</p> <p>（注） その他災害特例の常設化に関する改正が行われていますので、7ページI 4(3)を参照してください。</p>	<p>本制度は、平10.1.1から平32.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。</p>
<p>(2) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法63⑦、68の69⑦）</p>	<p>○ 適用停止措置の期限が平成32年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>同上</p>
<p>(3) 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法64の2⑩、68の71⑫、改正法附則1三、69③、84③）</p>	<p>○ 全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による対象法人の完全子法人化（非適格株式交換等に該当するものに限り）が行われた場合には、特別勘定の金額を取り崩すこととされました。</p> <p>（注） その他災害特例の常設化に関する改正が行われていますので、7ページI 4(5)を参照してください。</p>	<p>平29.10.1以後に行われる株式交換等について適用され、同日前に行われた株式交換については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措令39の4③、改正措令附則1十、23①）</p> <p>（措令39の4③、改正措令附則1十、23①）</p>	<p>○ 適用対象となる土地等の譲渡について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 適用対象から都市緑地法に規定する特別緑地保全地区内の土地等が特定緑地管理機構に買い取られる場合が除外されました。</p> <p>ロ 特別緑地保全地区内の土地等が緑地管理機構に買い取られる場合について、緑地管理機構の指定権者が都道府県知事から市町村長に変更された後も引き続き本制度の適用対象とされました。</p>	<p>都市緑地法等の一部を改正する法律（平29.4.28現在未公布）の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税については適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p>(5) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（措法65の7①表一、68の78①表一、改正法附則69⑦、84⑦）</p>	<p>○ 対象となる買換えについて、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 既成市街地等の内から外への買換えに係る措置について、適用対象から次のものが除外されました。</p> <p>Ⅱ 譲渡資産から事務所として使用されている建物等又はその敷地の用に供されている土地等</p> <p>Ⅲ 買換資産から立地適正化計画を作成した市町村のその立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域以外の地</p>	<p>平29.4.1以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合のその資産及びその資産に係る特別勘定又は期中特別</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(旧措法65の7①表二・七、68の78①表二・七、改正法附則69⑧～⑩、84⑧～⑩)</p> <p>(措令39の7⑦、39の106③、改正措令附則23②、29①)</p> <p>(措法65の7①表八、68の78①表八、改正法附則69⑪、84⑪)</p>	<p>域内にある誘導施設に係る土地等、建物及び構築物</p> <p>ロ 適用対象から市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換えに係る措置及び農用地区域内にある土地等の買換えに係る措置が除外されました。</p> <p>ハ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えに係る措置について、買換資産のうち鉄道事業用の車両運搬具が貨物鉄道事業用の電気機関車に限定されました。</p> <p>ニ 船舶から船舶への買換えに係る措置について、次のとおり見直しが行われました。  (イ) 適用対象から漁船に係る措置が除外されました。</p>	<p>勘定について適用され、同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定並びに同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>平29.4.1前に行った譲渡資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。また、平28.12.1から平29.4.1の前日までの間に農業委員会に利用権の設定等を受けた旨の申出又は利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出をした法人が平29.4.1から平31.3.31までの間に譲渡をする譲渡資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>平29.4.1以後に譲渡資産の譲渡をして同日以後に買換資産の取得をする場合のその資産及びその資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用され、同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定並びに同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>その有する譲渡資産のうち漁業の用に供されるものにつき平29.4.1前に農林水産大臣に試験の依頼をした法人が、同日から平31.12.31までの間に譲渡をす</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措令39の7⑧二、改正措令附則23②)</p> <p>(平29国土交通省告示第303号)</p> <p>(措法65の7①、65の8①、65の9①、68の78①、68の79①、68の80①)</p>	<p>(㊦) 譲渡資産となる船舶のうち建設業又はひき船業用のものの進水の日から譲渡の日までの期間の上限が40年（改正前：45年）に引き下げられました。</p> <p>(㊧) 買換資産のうち総トン数が2,000トン以上の内航船舶について、環境への負荷の低減に係る要件の見直しが行われました。</p> <p>○ 適用期限が平成32年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>るその譲渡資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>平29.4.1以後に譲渡資産の譲渡をして同日以後に買換資産の取得をする場合のその資産及びその資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用され、同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定並びに同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>平29.4.1から適用されます。</p> <p>—</p>
<p><b>(6) 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例</b> (措法65の8⑪、68の79⑫、改正法附則1三、69⑫、84⑫)</p>	<p>○ (3)と同様の改正が行われました。</p> <p>(注) その他災害特例の常設化に関する改正が行われていますので、<b>8ページI4(8)</b>を参照してください。</p>	<p>(3)の適用時期等となります。</p>
<p><b>(7) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例</b> (措法65の12⑬、68の83⑭、改正法附則1三、69⑭、84⑭)</p>	<p>○ (3)と同様の改正が行われました。</p>	<p>(3)の適用時期等となります。</p>

(注) その他災害特例の常設化に関する改正が行われていますので、**7ページI4(4)(6)(7)**を参照してください。